

○厚生労働省告示第二百二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第 11 号）第五十八条及び第六十条並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 (略)					
生物学的製剤					
検定を受けるべき 医薬品 (略)	手数料 (略)	試験品の数量 (略)	検定を受けるべき 医薬品 (略)	手数料 (略)	試験品の数量 (略)
4価髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）					

乾燥組換え帯状疱疹ワクチン(チャイニーズハムスター卵巣細胞由来)	759,200円	内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 34本
(略)	(略)	(略)

2 検定基準

生物学的製剤

(略)

4 髄膜炎菌ワクチン(ジフテリアトキソイド結合体)

(略)

乾燥組換え帯状疱疹ワクチン(チャイニーズハムスター卵巣細胞由来)

生物学的製剤基準の乾燥組換え帯状疱疹ワクチン(チャイニーズハムスター卵巣細胞由来)の条の3.3.1.1、3.3.1.4、3.3.1.6、3.3.1.7、3.3.2.2及び3.3.2.3に規定する試験法によるものとする。

(略)

(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

2 検定基準

生物学的製剤

(略)

4 髄膜炎菌ワクチン(ジフテリアトキソイド結合体)

(略)

(新設)

(略)